

貸借対照表

(単位:円)

株式会社ジェイアール貨物・北陸ロジスティクス

2024年 3月31日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【 流 動 資 産 】	643,848,409	【 流 動 負 債 】	201,872,570
現 金 及 び 預 金	407,415,802	買 掛 金	990,000
受 取 手 形	207,900	未 払 金	102,667,854
営 業 未 収 入 金	178,841,572	未 払 費 用	1,147,882
売 掛 金	1,190,200	未 払 消 費 税 等	32,062,000
貯 蔵 品	1,375,303	預 り 金	13,902,048
商 品	1,309,500	未 払 法 人 税 等	29,021,300
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	50,000,000	賞 与 引 当 金	22,081,486
立 替 金	298,289	【 固 定 負 債 】	131,502,400
未 収 入 金	4,654	退 職 給 付 引 当 金	114,800,400
前 払 費 用	2,992,691	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	16,702,000
そ の 他 流 動 資 産	212,498	負 債 の 部 計	333,374,970
【 固 定 資 産 】	240,282,626		
(有 形 固 定 資 産)	33,801,084		
建 物	2,092,009		
建 物 減 価 償 却 累 計 額	△ 1,080,467		
建 物 付 属 設 備	5,604,150		
付 属 設 備 減 価 償 却 累 計 額	△ 4,795,771		
車 両 運 搬 具	336,661,490		
車 両 減 価 償 却 累 計 額	△ 304,750,819		
工 具 器 具 備 品	4,250,095		
器 具 備 品 減 価 償 却 累 計 額	△ 4,179,603		
(無 形 固 定 資 産)	649,199	純 資 産 の 部	
電 話 加 入 権	446,799	【 株 主 資 本 】	550,756,065
ソ フ ト ウ ェ ア	202,400	[資 本 金]	10,000,000
(投 資 そ の 他 の 資 産)	205,832,343	[利 益 剰 余 金]	540,756,065
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	150,000,000	利 益 準 備 金	2,500,000
長 期 前 払 費 用	202,000	(その他利益剰余金)	538,256,065
敷 金	12,000	別 途 積 立 金	138,003,821
繰 延 税 金 資 産	55,251,873	繰 越 利 益 剰 余 金	400,252,244
そ の 他 投 資	366,470	純 資 産 の 部 計	550,756,065
資 産 の 部 計	884,131,035	負 債 ・ 純 資 産 の 部 計	884,131,035

個 別 注 記 表

自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

株式会社 ジェイアール貨物・北陸ロジスティクス

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 先入先出法による原価法

(貸借対照表額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出)

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・ 有形固定資産・・・法人税法の規定による定率法、ただし建物及び建物付属設備は定額法
- ・ 取得価格10万円以上20万円未満の資産は、長期前払費用とし3年間で均等償却する方法にしています。
- ・ 無形固定資産・・・法人税法の規定による定額法
- ・ リース資産・・・リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法
※ (所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

(3) 引当金の計上方法

- ・ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒実績率によるほか、債権の内容を検討して計上しています。

- ・ 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

- ・ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく当期末退職要支給額を新会計基準(簡便法)より計上しています。

- ・ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当期末要支給額を計上しています。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数(譲渡制限付株式)・・・ 20,000株

3. 収益認識に関する注記

- (1) 収益を理解する基礎となる情報

顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しています。

- ・ステップ1：顧客との契約を識別する
- ・ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ・ステップ3：取引価格を算定する
- ・ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ・ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

収益を認識するにあたっては、主な受託業務、運送業務、その他の業務における商品の販売について、顧客との契約に基づき履行義務を識別しており、通常は下記の時点で履行義務を充足すると判断し収益を認識しています。

①受託業務に係る収益

受託業務に係る収益は、履行義務が一時点で充足される場合にはサービス提供完了時点において、一定期間にわたり充足される場合には受託業務の提供期間にわたり定額で、又は進捗度に応じて収益を認識しています。代金は、取引先との契約に基づき、概ね2カ月以内に回収しております。

②運送業務に係る収益

運送業務に係る収益は、顧客に対して積荷を着地まで輸送する義務を負っており、輸送期間経過に伴い荷物は発地点から着地点に移動・近接し顧客はその便益を享受できることから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、輸送期間に応じた進捗度に基づき収益の認識をしています。代金は、取引先との契約に基づき、概ね2カ月以内に回収しております。

③商品の販売に係る収益

商品の販売については、引渡時点に顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、当該時点において収益を認識しています。また、代理人として取引を行っている顧客への商品の提供に関する運送取引については、運送収入から運送費用を控除した純額により算定しております。代金は、取引先との契約に基づき、概ね2カ月以内に回収しております。

4. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額・・・ 3,219円42銭